

なくす会ニュースレター

〒330-0064
さいたま市浦和区岸町 7-11-5
Tel048-844-8972 Fax048-829-7444
nakusukai.01@saitama-k.com
<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>



第19回通常総会について

なくす会団体正会員及び個人正会員の皆様へ

1. 現在、新型コロナウイルス対策をとりつつ、議決権のある正会員の方は会場出席可能とする予定で、準備を進めております。
2. 新型コロナウイルス感染状況を踏まえた総会開催方法は、5月24日開催の第7回理事会で確認する予定です。決定内容については、総会議案書を送付する際にご案内します。
3. 今年もオンライン（Zoom）でのリアルタイム配信を予定しております。書面議決書で議決、または、委任状で委任を済ませた上での視聴もご検討ください。

◆議案書一式及び参加方法の詳細は、6月初旬に順次会員の皆さまにお送りいたします。

1. 日時：2022年6月21日（火） 10:00～12:30（予定）
2. 会場：埼玉会館3C会議室及びオンライン（Zoom）
3. 議題：

第1号議案	2021年度事業報告並びに活動決算承認の件 監査報告
第2号議案	定款の一部変更の件
第3号議案	役員選任の件
報告	2022年度事業計画と活動予算 検討委員会報告、活動委員会の活動報告

【記念講演】 消費者契約法の改正と残された課題（仮題）
講師：野々山宏弁護士（Zoomにて）



一般の皆様へ

総会へのオブザーバー参加及び記念講演への参加につきましては、オンライン（Zoom）のみのご案内となります。

参加をご希望の場合は、下記事務局まで必ずメール（PDFなどの資料を受信できるアドレス）でお申込みください。

◇ お問合せ先：メール nakusukai.01@saitama-k.com
FAX048-829-7444

事業者	概要
(株)アメニティ	(病院アメニティ 入院セット契約書面) 3月に送付した申入れに対する回答書の内容について、問合せを行いました。
(株)ヘルスアップ	(肌ケア製品定期購入) 広告表示の修正が確認できたため、申入れ活動を終了しました。

その他、プラットフォーム事業者、ペット販売事業者に向け、申入書を送付しています。回答を受領後、当会ホームページにアップいたします。

※当会では、消費者契約法第27条に基づき、申入書、差止請求書を送付した事業者については、当会からの書面及び、事業者からの回答を当会ホームページに公開しております

日本マーケティング・リサーチ協会と意見交換を行いました

4月の活動委員会に、日本マーケティング・リサーチ協会の方にオンラインにてご参加いただき「No.1 調査」「満足度 No.1」などの表示について学習ののち、意見交換を行いました。

Q1. 非公正な調査に基づくと思われる No.1 表示を見分ける方法はあるか。

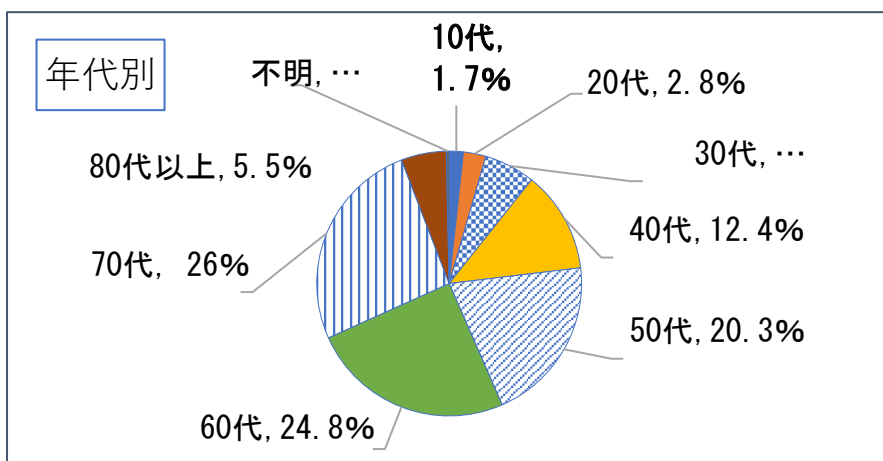
A1. 表示されている調査方法を見て、違和感があるかどうか。例えば、イメージ調査としているのに「実際に使用したり利用したりしなければ得られない満足度や推奨度などを No.1 としている」など。

Q2. 事業者に対する啓発やPRの内容は。消費者向けの啓発ページを作成してはどうか。

A2. 協会加盟社に向けてガイドラインを作成し、事業者に協力を求めていく予定。消費者向けの情報受発信ができる窓口はぜひ検討したい。

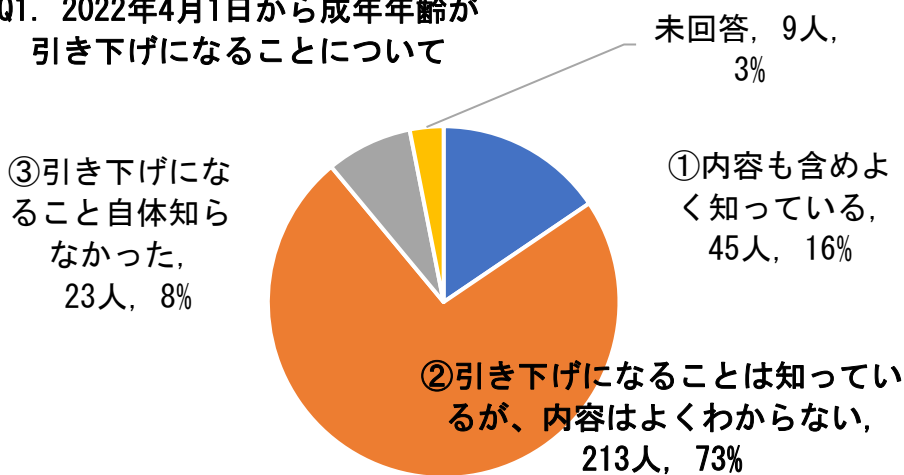
アンケート・めやすばこ【成年年齢引下げ】【特商法改正】まとめ

活動委員会では、2021年10月～2022年1月までアンケートを実施、有効回答数290件（紙の調査用紙191件、インターネットフォーム99件）を得ました。



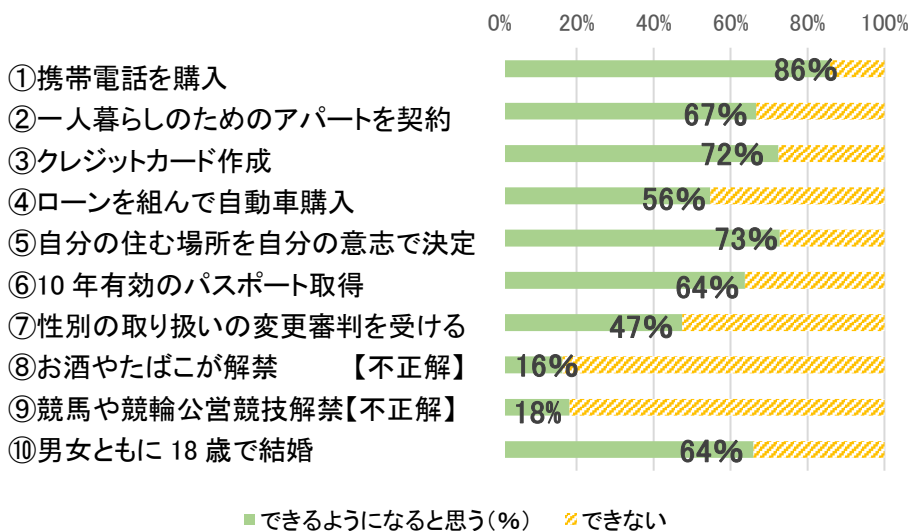
※そのうち、該当する年代（15～18歳）のお子さんの保護者は46人（16%）であった。

Q1. 2022年4月1日から成年年齢が引き下げになることについて



全回答者のうち、7割強が「引下げになることは知っているが、内容はよくわからない」を選択し、「知らなかった」との回答も23人（8%）あった。

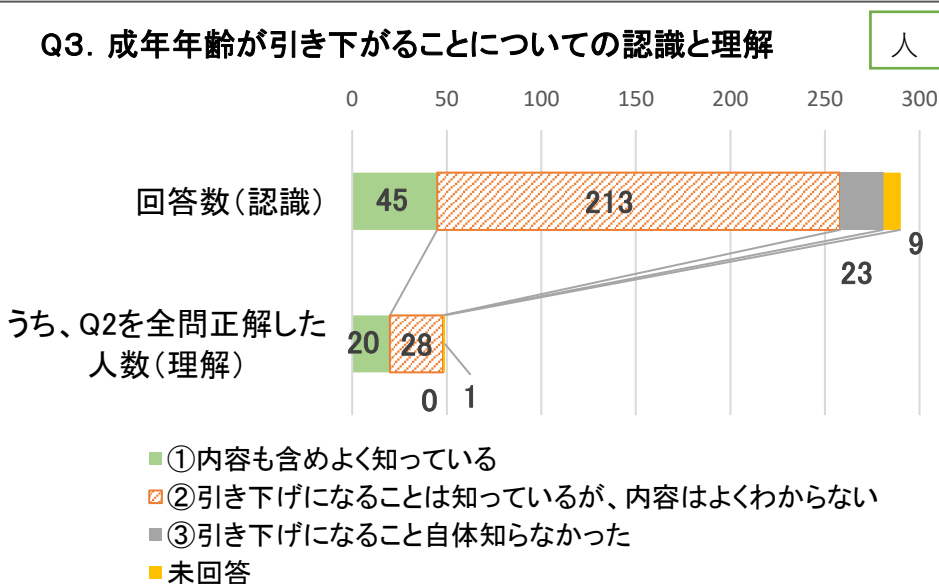
Q2. 成年年齢引き下げ後、親の同意を得ずにできるようになると思うものについての認知度



全回答人数のうち、全問正解者は56人（19%）

不正解である、お酒やたばこの解禁、競馬や競輪などの公営競技の解禁を選択した回答はそれぞれ16%、18%あった。

Q3. 成年年齢が引き下がることについての認識と理解



Q1の成年年齢が引き下げになることについて、①よく知っているとの回答者45人のうち、全問正解は20名（44%）

②知っているが、内容はよくわからないとの回答者187人のうち、全問正解者は28人（15%）

- その他、「現状、20歳になると被害を受けることの多いトラブルについての認知度」では、【美容：エステ体験度執拗な勧誘を受け、高額なコースを契約してしまった】について知っているとの回答は85%あったが、【副業・投資：簡単に稼げるという投資セミナーに誘われクレジットカード作成を勧められた】は61%にとどまっていた。
- 特商法改正のうち、送り付け商法に関する改正で、改正後の対応として正しいと思うものは、正解である【注文していないことを確かめたら、すぐに処分しても良い】は58%、不正解である【業者に返送しなければいけない】は18%という結果であった。



活動委員会の問題提起



- ◆ 成年年齢引下げに関する民法改正、特商法及び預託法改正など、消費者に身近な法律が改正され、今後施行されるが、多くの消費者にその改正内容が正しく届いているとはいえない状況が見えてきた。
- ◆ 該当層の子どもだけではなく、保護者も学ぶ機会が必要だと思われる。特に、飲酒・喫煙・ギャンブルなども引下げにより可能になるとの間違った認識については、周囲が気を配る必要がある。
- ◆ 選挙権や成人式がどうなるかなど、わかりやすい事柄の報道が多いが、同じクラスの中に、未成年取消が適用されずに結果的にトラブルが救済されない子どもと、適用される子どもが出てくるため、当事者のみならず、まわりの大人が正確な情報やアドバイスを伝えるためにも、しっかりと学ぶ必要がある。

★★アンケートのまとめは、なくす会ホームページからダウンロードできます
http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/220401_02.html



会員の皆様、2022年度の会費納入をよろしく申し上げます

2022年度の会費納入のお願いを同封させていただきました。

今年度より、個人会員の方に向け、インターネット収納サービス（カードでの支払いが可能）を準備中です。詳細は次号ニュースレターにてご案内します。

また、正会員（団体、個人）、賛助会員（団体、個人）としてなくす会の活動を支えていただける団体、個人の方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください！

年会費 団体正会員：1万円、個人正会員：3千円
 団体賛助会員：3千円、個人賛助会員：千円
 振込先 埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通 No.5098908
 特非) 埼玉消費者被害をなくす会



消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

- ◆ 埼玉県消費生活支援センター（彩の国くらしプラザ内） Tel 048-261-0999
- ◆ 全国共通 消費者ホットライン Tel 188（いやや!）（お住まいの市町村相談窓口につながります）